

## 奈良県告示第十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 徴収を委託した歳入

奈良県自動車駐車場条例（昭和二十七年七月奈良県条例第三十五号）第三条の表に規定する使用料（同条例第二条第一号及び第二号に掲げる駐車場に係るものに限る。）

### 二 受託者の名称及び所在地

名称 株式会社近畿日本ツーリスト関西奈良支店

所在地 奈良市高天町三八―三 近鉄高天ビル

### 三 委託事務の取扱期間

平成三十一年四月一日から同月十二日まで